

別表第6

総合評価の判断基準

1 外部審査会

採 択 基 準	判 断 基 準
事業実施主体としての体制が整っていること	すべての評価項目において、合議による評価点数が2点以上であること
事業のサポート体制が整っていること	
事業計画の内容が適切なものであること	
具体的な事業計画となっていること	
交付金算定事業としての内容が適切なものであること	
投資にふさわしい効果が期待できること	
観光拠点としての妥当性	必須項目については、すべての評価項目において、合議による評価点数が2点以上であるとともに、選択された要件について、合議による評価点数が2点以上であること
交付金算定対象事業費限度額のかさ上げ	交付金算定対象事業費限度額をかさ上げして申請する場合において、すべての評価項目において合議による評価点数が2点以上であること

2 内部審査会

採 択 基 準	判 断 基 準
事業実施主体としての体制が整っていること	すべての評価項目において、合議による評価点数が2点以上であること
事業のサポート体制が整っていること	
事業計画の内容が適切なものであること	
具体的な事業計画となっていること	
交付金算定事業としての内容が適切なものであること	
投資にふさわしい効果が期待できること	